

主な指摘事項 【特別養護老人ホーム（地域密着型特別養護老人ホームを含む）】

区分	項目	内容	文書指摘 件数
運営	運営規程	<p>運営規程について、下記の点につき修正・追記を行うこと。なお、運営規程の変更については、変更届の提出が必要なため、市高齢者総合支援室宛てに変更届を提出すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従業者の員数について、実際の内容との間に齟齬が見られたため、現状に即した記載とすること。 ・ユニットの数及びユニットごとの入居定員について記載すること。 ・利用料金について、利用者負担額の記載が1割のみのため、2割、3割の場合についても記載すること。 ・入所者の退所の事由として、入院後おおむね1か月を経過しても退院できないときと記載しているため、3か月以上に改めること。 	2件
運営	入所者の入院期間中の取り扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・入所者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合、入院後おおむね3月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、その者及び家族の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該特別養護老人ホームに円滑に入所することができるようにすること。 	1件
運営	サービスの取扱方針	<ul style="list-style-type: none"> ・従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的（年2回以上）に実施し、その記録を保管すること。 	1件
運営	勤務体制の確保等	<ul style="list-style-type: none"> ・全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じること。 	2件
運営	虐待の防止	<ul style="list-style-type: none"> ・従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的（年2回以上）に実施し、その記録を保管すること。 	1件

計7件